平成２７年（フ）第２０６号
秋田市泉南２丁目６番16号
破産者　遠藤　国士
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１号
山形県酒田市宮海字砂飛158番地の126
破産者　沖田　純子
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第３０号
山形県酒田市南新町１丁目７番27号
破産者　高力　　一
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第３３号
山形県酒田市生石字柳沢169番地の１
破産者　土井　茂樹
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第１４号
福島県南相馬市鹿島区小池字原畑726番地
小池原畑第二応急仮設住宅Ｃ１－４
破産者　佐藤　英邦
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２８年（フ）第１１９号
群馬県太田市飯塚町1380番地１
破産者　小暮　兼雄
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第５５２号
さいたま市岩槻区加倉２丁目17番３－305号
破産者　菊池　　厚
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５７７号
埼玉県朝霞市東弁財３丁目17番16－301号、旧住所埼玉県和光市南１丁目34番１－105号
破産者　宍戸　勝一
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０６３号
埼玉県川口市前川４丁目６番23－105号
シャトール前川
破産者　石塚　哲也
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１０１号
さいたま市西区大字指扇領別所232番地３
破産者　土屋　　泉
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０８２号
横浜市港南区笹下６丁目８番４－303号
破産者　植野　靖史（旧姓内藤）
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０８３号
横浜市港南区笹下６丁目８番４－303号
破産者　内藤　景子
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９４７号
横浜市港南区上永谷５丁目22番40号　シャトー籠森305、住民票上の住所横浜市港南区大久保２丁目32番12号
破産者　養田　真孝
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７２号
神奈川県横浜市栄区飯島町1285番地26
破産者　鈴木　正二
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２７３号
神奈川県横浜市栄区飯島町1285番地26
破産者　鈴木　弘美
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２７３号
岐阜県各務原市蘇原沢上町２丁目24番地２
破産者　吉田　広宣
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第８７号
岐阜市岩倉町４丁目14番地２（メゾン松原301号室）
破産者　澤田　勝弘
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２４１号
岐阜市琴塚２丁目17番３－１号（メゾングラース琴塚　201号）
破産者　髙野　祐介
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第６０１号
静岡市駿河区南町２番20－202号、旧住所静岡市駿河区石田３丁目10番33号　京徳ビル
破産者　和田　隆徳
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３３号
滋賀県東近江市市子殿町1310番地　メゾンブランシュ208号室
破産者　ラーメンどんたく八日市支店こと　北口　文敏（旧姓濵井）
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部